

第17回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年7月12日（火）午前10時～正午

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

小松弘子，佐川博之，佐々木博子，佐々木有紀，佐野元彦，杉山陽子，立花
恵一，豊田建夫，馬場純夫，平野大輔，三浦清

（説明者）

品川幸樹刑事首席書記官，八巻孝総務課長

（事務局）

近藤好美事務局長，星和伸民事首席書記官，品川幸樹刑事首席書記官，長沼
忠雄事務局次長，八巻孝総務課長，星義博総務課庶務係長，阿部朋巳秋田検察
審査会事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「震災と裁判」

（ア）基調説明

八巻総務課長が「震災後の事件処理状況等」，「避難所に対する手続
案内の送付状況」，「東北の裁判所の業務状況」，「民事調停の申立手
数料の特例」及び「非常用備品類の備蓄状況及び支援状況」について，

品川刑事首席書記官が「被災地での裁判員裁判の状況等」について、各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「裁判員裁判の実施状況」

(ア) 基調説明

品川刑事首席書記官が「裁判員裁判7号事件（殺人事件）」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「裁判員裁判の報道」

(ア) 基調説明

八巻総務課長が「裁判所における報道対応」、「秋田での裁判員裁判に関する報道対応」及び「裁判員経験者による意見交換会」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

(5) 代理人、オブザーバーの出席について

委員長から、委員は、個人の学識・経験を基に委嘱しているため、代理人の出席というものは想定していない、オブザーバー等の出席については、事案によって検討することとされているとの説明を行った。複数の委員から、法曹三者については、役割の重要性から代理人の出席を柔軟に考えてもよいのではないかとの意見が述べられた。

(6) 次回開催日時

平成24年1月26日（木）午後1時30分

(7) 次回議題

追って調整する。

(8) 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

1 震災と裁判（議事概要4の（4）のアの（イ））

- ある庁における裁判員裁判について報告があったが、震災後に再開された裁判員裁判においては、関与する裁判員が改めて選任されたということか。
- △ 改めて裁判員を選び直し、その方々が参加した裁判員裁判において、中断前の法廷での審理の状況を撮影した映像を見ていただき、それを踏まえて手続を進めると聞いている。
- そのようなやり方は、裁判員が交替しないで審理した場合と比較して、審理にどのように影響するのか。
- △ そのように決定をしたという段階であり、審理はこれからということである。
- 職業裁判官だけの審理ということはなかったのか。
- △ そのような情報は得ていない。
- ◎ 震災後の裁判員裁判において、一番の問題は、被災地に居住している裁判員候補者に呼出状を送付するかどうかということであるが、定型的な辞退事由の中の「裁判員としての職務を行うことについて、身体上、精神上及び経済上の重大な不利益を生ずる」との規定に該当するとして、呼び出さない措置を採った裁判所がある。これに対して、弁護士会から、法律の規定どおりやるべきであるとの主張がされたところもあるが、最終的には、裁判官の判断になる。
- 地元弁護士会としては、大震災という極限的な事態ではあるが、法律上、裁判員裁判に参加するのは国民の義務であるとともに、その参加の機会を平等に保障する趣旨のとおりすべきである旨裁判所に伝えたと聞いている。
- ◎ 一部の地域の住民を呼び出さないで選定手続をした上でなされた裁判員裁

判が適法かどうかは、当該裁判所ないし上級審で判断される。

○ ある庁における中断した裁判員裁判では、審理が長引くことによって、被告人に与える心理的な影響とか人権上の問題が生ずると思うが、その辺は今回特に問題視はされなかったのか。

△ 審理が長引けば被告人の人権上の問題も生じるので、できるだけ早期に再開することでさまざまな検討がなされたのではないかと思う。

◎ 被災地域の裁判所の建物を市民に開放した状況はどうなっているのか。

△ 釜石簡易裁判所においては、被災当日、100人以上の人が詰めかけて、数日間滞在したという情報を得ている。また、津波で浸水した大船渡簡易裁判所では、復旧に暫く時間が掛かったものの、現在は通常業務を行っている。

現在、裁判所の庁舎が使えないのは、福島富岡簡易裁判所であり、同庁においては、刑事事件をいわき簡易裁判所で、民事事件を郡山簡易裁判所で処理している。

◎ 被災地の多くの裁判所は高台にあったため、浸水したのは大船渡の裁判所だけであった。

○ 配布資料1「裁判所の手続案内について（依頼）」には、裁判所が行う手続案内が具体的に記載されており、分かりやすくてよいと思った。避難所にいる人にとって一番の悩み事は住所のこととか管轄のことだと思うが、これを作成する際、どの程度のイメージを持っていたのか。

△ 本来の住所地から避難してきた方々に対し、最寄りの裁判所で手続案内ができることをお知らせするイメージで作った。

◎ 配布資料「あなたの街の裁判所」の中に、「裁判所では電話による手続案内は行っておりません。」とあるが、申立ての際に必要な書類等の一般的な説明は行っているものの、個別具体的な相談には応じていないという趣旨であるため、表現を工夫する必要があると考えている。

○ 手続案内というと、手続の案内はしてもらえが、手続はできないという

印象を受けるのではないか。

◎ 裁判所では、以前、民事相談、家事相談との表現を使っていた。しかし、非常に個別的な相談に応じると、裁判所の中立公平性が疑われ、また、弁護士法違反になりかねないので、現在、裁判所全体として手続案内という表現を使っている。

○ 配布資料1は、被災地の裁判所と連携して出したものか。また、被災者が一番最初に尋ねるのは市町村の窓口だと思うが、市町村と連携したのか。

△ 配布資料1については、被災地の裁判所3庁が先行して行い、秋田にも避難している人がいることから、それに倣った形で作成し案内をした。

なお、避難所を開設している市町村に出向いての打ち合わせなどはしていない。

◎ 宮城などでは、裁判所職員が被災地に行き、案内窓口を作って対応したようである。裁判所の基本的スタンスとしては、一刻も早く裁判所を復興して、庁舎の中で手続案内などが出来るような態勢を構築するのが一番ということで、人的物的態勢の整備に努めた。その後、仙台や盛岡の裁判所では人員の足りない沿岸部の裁判所に人員を派遣したということである。

秋田の裁判所が行った被災地に対する応援態勢はどうなっているのか。

△ 被災地3庁では、後見人等の安否確認が大きな作業であったことから、秋田の裁判所ではその応援に行った。その後、家事審判の申立てや手続案内が増えてきたので、7月上旬に大船渡の裁判所に応援に行っている。

◎ 市町村との連携は重要なので、今後、検討したい。

○ 当方では、避難者が何に困っているのか話を聞く活動をしている。たまたま、裁判所に関する相談はなかったが、市町村と裁判所との連携は重要であると思う。避難者から、悩みを聞き出すような態勢を作り、悩みを解決してあげることが重要であると思っている。

○ 裁判所としては津波も想定した災害対応ないし指針作りを始めているの

か。

今回の災害対応に関して、ディズニーランドやNHKにおける毎日の訓練のことを耳にした。裁判所における日々のトレーニングはどうなっているのか。裁判中に地震が起きたときに、来庁者を庁舎内に止めた方がよいのか、避難させた方がよいのかなどのマニュアルやトレーニングはどうなっているのか。

- ◎ 裁判所全体としては、阪神大震災を契機として災害対策要領を作っていた。それによれば、震度5強以上のときには、所長の下に災害対策本部を設置し、情報管理班などの作業班に分かれて作業して対応することになっている。

4月に余震があったときには、深夜であったが幹部職員が裁判所に駆けつけ、庁舎や物品の点検などをした。

最高裁では、平成22年9月に、首都圏直下型地震の発生を想定して、業務継続計画を作成している。

基本は、職員が日頃、いつ大地震や大津波が起きても対応できるような備蓄態勢や避難態勢を整えておかないといけないと思う。

2 裁判員裁判の実施状況（議事概要4の（4）のイの（イ））

- 裁判においては、証拠としての写真について、視覚障害のある裁判員の方にどのような形で説明をされたのか。
- 基本的には、検察官が口頭で詳しく説明をした。
- ◎ 検察官は、視覚障害者に対する説明について事前に研修のようなものをしたのか。
- 法廷で調べることを予定していた証拠のうち裁判員に見てもらうものについては、当初、例えば家屋の大きさ、部屋の大きさ、被害者（遺体）の傷の長さや大きさなどについて数値化した証拠を法廷に出すことを予定してはいなかったが、視覚障害者が裁判員に選ばれた際、裁判所に対し、数値化した証拠の取調べを新たに請求した。写真の中身を口頭でできるだけ分かりやす

く説明をしてから見ていただいた。

検察官としては、視覚障害者が裁判員に選ばれたときどういう形で証拠の説明をするかについて、事前に特別な研鑽や研修はしていない。

- 視覚障害者の方は、裁判が終了した後、不都合な点について何か言及はなかったか。
- 説明は分かりやすかったと言っていたし、マスコミ主催の記者会見の席では他の裁判員と同じ立場で審理に参加出来たと言っていたと聞いている。
- ◎ 新聞には、説明が分かりやすかったという視覚障害者の方の感想が載っていた。
- △ 裁判所職員の接遇についても感謝していただいた。最後にお送りするときにも同様であった。
- 裁判中は、特別の介添えが付かないで、裁判所の方でお世話したということか。
- 評議の間は、右陪席裁判官が側にいて対応していた。特に問題はなかったと認識している。
- 右陪席裁判官は自分の仕事があると思うが、専門的に介添えする人がいなくてもよかったのか。
- 視覚障害者の方は比較的何でも1人でできる方だったので、常時介護する必要があるということではなかった。
- △ 視覚障害者の方からの要望として写真や映像を撮られたくないということだったので、報道関係者には、記者会見の場での撮影や登庁時の撮影の自粛について御協力をいただいた。
- 新聞記事によれば、点字資料は分かりやすく、双方の説明も良かった、情報が足りないとは感じなかったということであり、裁判所としては十分な対応ができたと思っている。
- ◎ 量刑資料については、どのように点字化したのか。

△ 裁判所には平成20年4月から量刑検索システムが導入されており、それには、裁判員裁判対象事件の裁判例が情報として入っている。今回は、その殺人事件のデータについて、種々の検索条件を入力した上、表に印刷し、これを言葉で表現したものを点字化したものである。

○ 視覚障害者が裁判員として参加し、関係者の配慮で無事裁判が終了したということに非常に感動した。

検察官が傷の大きさ、部屋の広さなどを数値化した証拠を提出したことに非常に感動した。そのようなやり方は、視覚障害者だけでなく、健常者の裁判員にとっても非常に分かりやすいのではないかと思ったので、健常者だけの裁判員裁判のときも同様の配慮をしていただきたいと思った。

○ 貴重なご意見ありがとうございました。検察官としては、今後の裁判員裁判において、証拠をどういう形で整理していけばよいのか検討するに当たって参考にさせていただきたい。

○ 弁護士会としても参考にさせていただきたい。

3 裁判員裁判の報道（議事概要4の（4）のウの（イ））

○ 裁判員経験者を集めて行う意見交換会は、担当した事件毎に行うのか。

△ 事件毎ではなく、参加したい方がある程度の人数になったら実施することを考えている。

◎ 既に実施している庁があるが、秋田でも実施しようということである。

○ 裁判員が記者会見する場面に裁判所職員が立会い、守秘義務の問題があるからということで発言をある程度規制しているところがあるが、これが過度になると報道の自由の問題や裁判員経験者によるアピールが市民に伝わらないということもあり得るのではないかと考えている。

◎ 秋田においては、これまで裁判所職員が発言を規制したということはない。

○ 検察官としては、検察官の訴訟活動に対して裁判員がどういう感想や意見を持ったのかを知りたいので、刊行物を参考にしている。裁判員の記者会見

は引き続き実施していただきたい。

また、裁判員経験者による意見交換会についても、実施され、その結果を知ることができるのであれば、今後の裁判員裁判での訴訟活動に生かしたいと思っている。

△ 意見交換会について、現在考えている形は、裁判員経験者から6ないし8名、法曹三者から各1名程度参加していただき、裁判員経験者に質問したり、逆に法曹三者に質問したりするものである。

また、マスコミには公開し、記者が質問する機会を設けることも考えている。結果については、ウェブサイトへの登載などを検討している。

- ◎ 裁判員裁判については、当初、自白事件など複雑でない事件が多かったが、最近では、重大複雑な事件で裁判が長期化する状況もあり、参加意識が低下しているのではないかと心配している。参加意識を向上させる方策はないか。
- 本日報告のあった裁判員裁判は、殺人事件で、視覚障害者が盲導犬を帯同して裁判員を務めたケースとしては全国で初めてということであり、これを広報に利用することができるのではないか。
- 裁判員裁判に積極的に参加したいという人の割合が下がっているのは、むしろ良いことだと思う。人を裁く重みをきちんと受け止めている人は、自分から裁判員を希望することはないと思う。今までは、人を裁いてみたいという軽い気持ちの人もいたが、最近はなくなってきたということだと思う。
- 裁判員の方は、質の高い議論をされているという印象を持っている。